

平成27年7月30日
(照会先)
品質管理部長 田中 章夫
(電話直通 03-6892-0752)

経営企画部広報室
(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

事務処理誤り等(平成27年5月分)について

平成27年5月分の事務処理誤り等の件数及び個別の事案等について、別添のとおりお知らせいたします。

なお、日本年金機構においては、引き続き事務処理誤り等の再発防止に努めてまいります。

事務処理誤り等（平成27年5月分）について

別添

I 概要

日本年金機構（本部及び年金事務所等）における公的年金業務の事務処理誤り及びシステム事故（社会保険庁時代のものを含む。）について、5月に本部担当部署及び年金事務所等の事務処理誤りの詳細な報告が完了したもの及びシステム事故の詳細な報告が完了したものを取りまとめたもの。

・これらの事務処理誤り等については、被保険者等の関係者から公表を控えるよう強く要請されない限り、原則、その事案の概要等を公表します。今回取りまとめた306件（市区町村において発生した5件、委託業者等が発生させた7件を含む。）のうち、公表可能な253件について、その概要を日本年金機構HPに掲載しています。

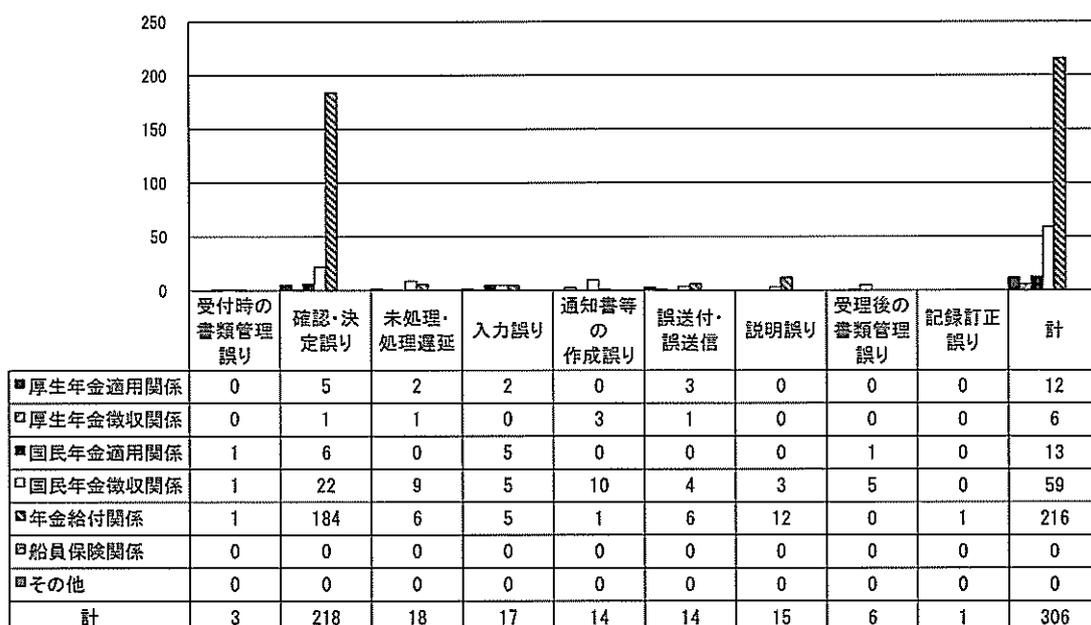
II 状況

1 発生年度別・判明年度別内訳

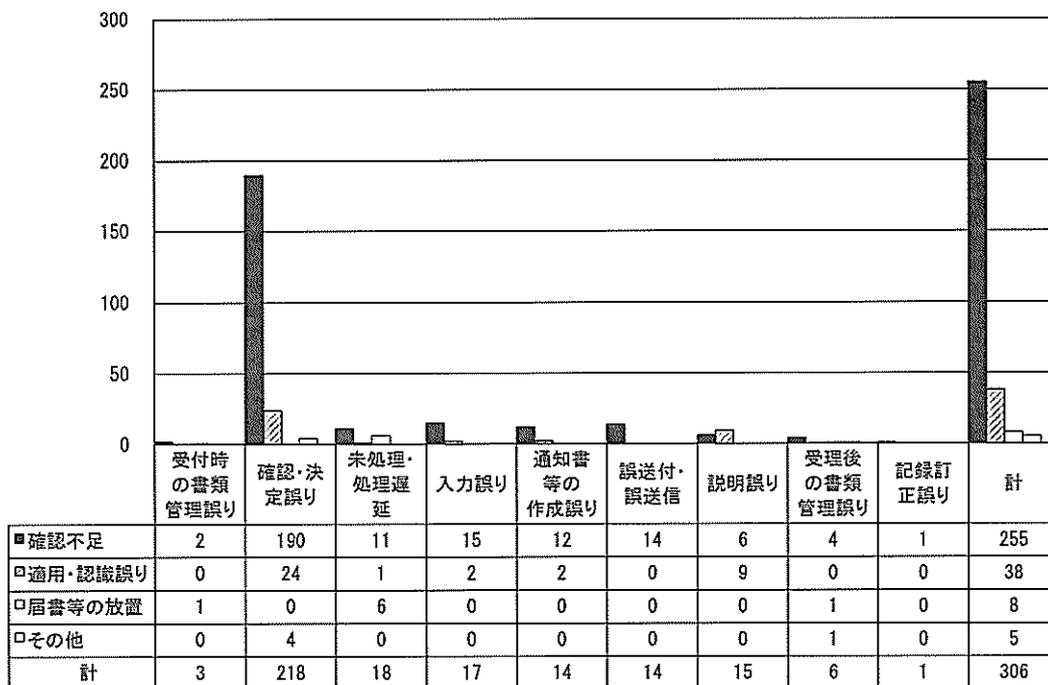
	平成21年度 判明	平成22年度 判明	平成23年度 判明	平成24年度 判明	平成25年度 判明	平成26年度 判明	平成27年度 判明	計
平成26年度発生	---	---	---	---	---	81(7)	1(1)	82(8)
平成25年度発生	---	---	---	---	7(1)	25(3)	0	32(4)
平成24年度発生	---	---	---	---	2	9	0	11
平成23年度発生	---	---	1	0	0	2	0	3
平成22年度発生	---	0	0	3	1	2	0	6
平成21年度以前発生 (機構発足後)	0	0	0	0	0	1	0	1
(社会保険庁時代)	0	1	2	6	36	113	1	159
計	0	1	3	9	46(1)	233(10)	2(1)	294(12)

※（ ）内は市区町村や委託業者等、機構職員以外が発生させた事務処理誤り件数を別掲した。

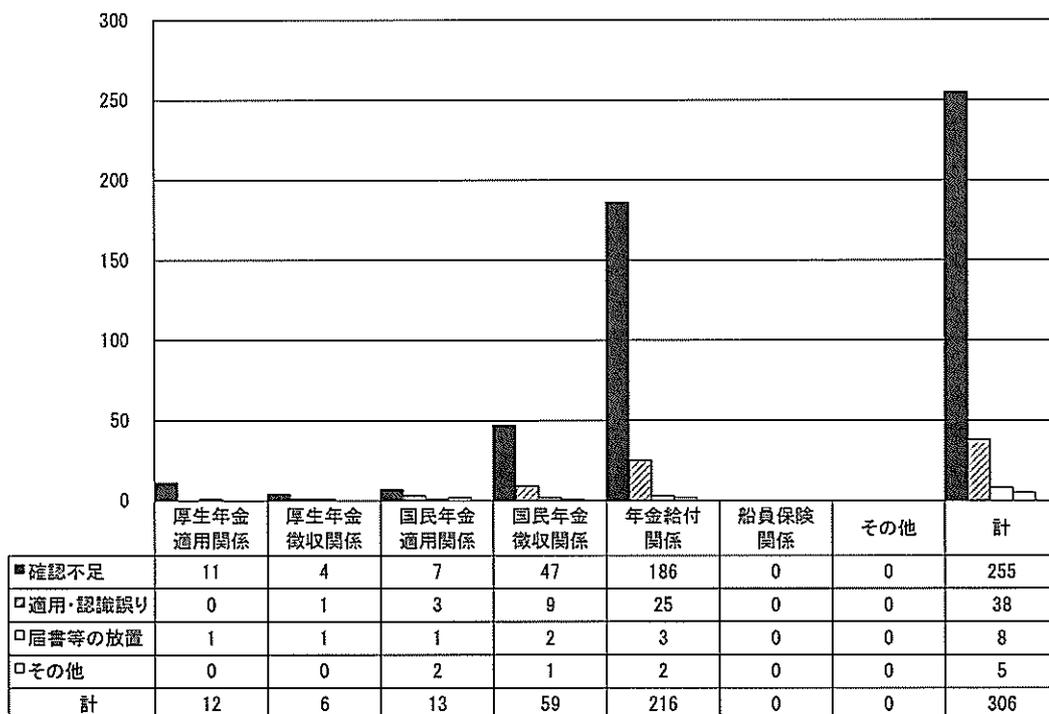
2 制度等別・事務処理誤り区分別内訳



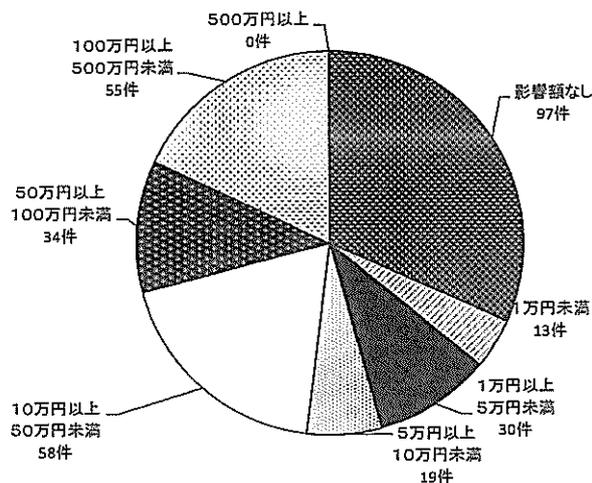
3 原因別・事務処理誤り区分別内訳



4 原因別・制度等別内訳

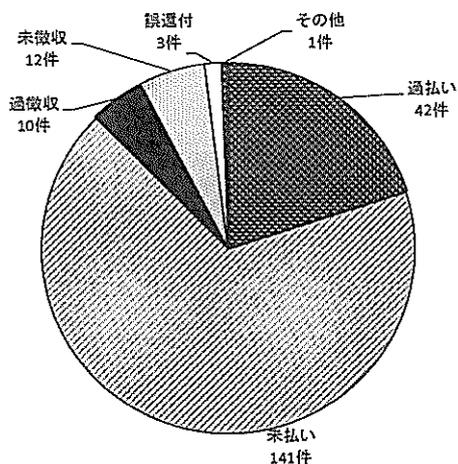


5 影響額別内訳



	厚生年金 適用関係	厚生年金 被保険者	国民年金 適用関係	国民年金 被保険者	年金給付 関係	船員保険 関係	その他	計
影響額なし	10	5	8	43	31	0	0	97
1万円未満	0	0	2	4	7	0	0	13
1万円以上 5万円未満	1	0	1	6	22	0	0	30
5万円以上 10万円未満	1	0	0	2	16	0	0	19
10万円以上 50万円未満	0	1	2	3	52	0	0	58
50万円以上 100万円未満	0	0	0	1	33	0	0	34
100万円以上 500万円未満	0	0	0	0	55	0	0	55
500万円以上	0	0	0	0	0	0	0	0
計	12	6	13	59	216	0	0	306

6 事象別内訳



事象	件数	合計金額	平均金額
過払い	42件	24,562,190	584,814
未払い	141件	111,995,688	794,295
過徴収	10件	1,432,918	143,291
未徴収	12件	686,421	57,201
誤還付	3件	74,140	24,713
その他	1件	604,832	604,832
計	209件	139,356,189	666,776

(注1) 「事象別内訳」は、「影響額別内訳」の「影響額なし」以外の内訳を表示した。

(注2) 「合計金額」は、事務処理誤りによって年金支払額や保険料徴収額に影響のあったものの合計を表示した。

(注3) 「その他」の内訳は以下のとおりである。

誤還付と未払いがある件	1件	604,832
-------------	----	---------

7 判明契機別内訳

	件数	割合
内部	220件	71.9%
外部	86件	28.1%
計	306件	100.0%

○日本年金機構の平成27年5月分の事務処理誤り一覧(1～30ページ)

- | | | | | |
|-------------|-------|-----|------|--------|
| 1. 厚生年金適用関係 | | 1P | 整理番号 | 1～9 |
| 2. 厚生年金徴収関係 | | 3P | 整理番号 | 10～12 |
| 3. 国民年金適用関係 | | 4P | 整理番号 | 13～21 |
| 4. 国民年金徴収関係 | | 6P | 整理番号 | 22～68 |
| 5. 年金給付関係 | | 15P | 整理番号 | 69～253 |

1. 厚生年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	部署名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
1	資格取得届の誤り	確認・決定誤り	東京	上野	2014年 12月26日	2015年 1月7日	<p>○全国健康保険協会から、従業員でない者の保険証が送付されたとの事業所からの問い合わせに対する確認依頼があり、資格取得届の審査時に事業所名から事業所整理記号の検索を行った際、別の事業所の事業所整理記号を記入し、そのまま資格取得届が入力されていたことが判明しました。</p> <p>●担当者が問い合わせのあった事業所にお詫びの上説明するとともに、届書を提出した事業所には謝罪文書を送付し、正しい入力処理を行いました。誤って発行された保険証は回収しました。</p> <p>●担当部署において、審査時に事業所整理記号を記入する際は、事業所整理記号の記載されたハードコピーを添付し、確認を徹底するよう周知しました。</p>	1事業所 1名	—	0
2	健康保険被扶養者異動届の誤り	確認・決定誤り	富山	事務センター	2014年 12月11日	2014年 12月25日	<p>○事業所から、健康保険被扶養者異動届を提出したにもかかわらず被保険者証が送付されないとの問い合わせがあり、届書の入力時に必要な補正処理を行わず、入力不要としたことで未処理となっていることが判明しました。</p> <p>●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。</p> <p>●届書の入力処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、補正処理を行う届書の確認及び、入力時と決裁時の届書と処理結果リストの突合を徹底するよう周知しました。</p>	2名	—	0
3	年金記録の統合等の誤り	確認・決定誤り	東京	新宿	2014年 11月11日	2014年 11月27日	<p>○制度間で年金加入期間が重複していた記録を訂正したことによる保険料の確認のため、年金記録を再確認した際、期間を誤って訂正処理していたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。</p> <p>●記録の訂正処理を行い、お客様には謝罪文書と訂正後の正しい加入期間が記載された文書を送付しました。</p> <p>●担当部署において、記録訂正の際は訂正前後の記録画面を印字し、訂正箇所をチェックして強調するよう周知しました。</p>	1名	—	0
4	賞与支払届の誤り	入力誤り	長野	小諸	2008年 9月3日	2014年 12月24日	<p>○事業所から、被保険者の賞与記録が厚生年金基金の賞与記録と相違しているとの問い合わせがあり、定年再雇用による同日得喪において資格取得届と資格喪失届を処理する際に、賞与記録を取り消したまま再入力の処理が漏れていることが判明しました。</p> <p>●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。</p> <p>●入力処理を行い、決定通知書を事業所に送付しました。</p> <p>●担当部署において、入力時の確認を徹底するよう周知しました。</p>	1事業所 1名	未徴収	17,261
5	育児休業取得者申出書の誤り	入力誤り	東京	事務センター	2015年 2月10日	2015年 2月23日	<p>○事業所から、保険料額が相違しているとの問い合わせがあり、育児休業取得者申出書の育児休業期間を誤って入力したことにより、保険料の免除期間が短くなり、保険料を多く請求していたことが判明しました。</p> <p>●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。</p> <p>●訂正処理を行い、保険料の差額分については減額調整を行いました。</p> <p>●委託業者に対し、入力時及び入力後の確認の徹底を指導しました。</p>	1事業所 1名	—	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	部署名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
6	厚生年金適用関係通知書等の送付誤り	誤送付・誤送信	長野	長野南	2014年 8月4日	2014年 8月5日	○事業所から、別の事業所の70歳以上被用者不該当のお知らせが送付されたとの申し出があり、封入・封緘時の送付先と送付物の確認不足により、別の事業所の送付物に混入させていたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●誤って送付した書類を回収し、本来送付する事業所の業務を受託している社会保険労務士に送付しました。 ●担当部署において、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	2事業所 3名	—	0
7			香川	事務センター	2015年 3月18日	2015年 3月20日	○社会保険労務士から、業務を受託していない事業所の決定通知書が送付されたとの申し出があり、封入・封緘時の送付先と送付物の確認不足により、別の社会保険労務士宛での決定通知書に混入させていたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの社会保険労務士にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●誤って送付した決定通知書を回収し、本来送付する社会保険労務士に送付しました。 ●担当部署において、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	—	0
8	社会保障協定適用証明書の誤り	未処理・処理遅延	愛知	事務センター	2014年 3月26日	2014年 11月19日	○内部監査において、事業所から送付された日米社会保障協定厚生年金保険健康保険適用証明書交付申請書が、受付進捗管理システムには処理済の状態に登録されているにもかかわらず、未処理の状態で保管されていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。 ●届書の処理を行い、事業所に適用証明書を発送しました。 ●担当部署において、届書の件数の確認と受付進捗管理システムへの登録を別の者が行うこと及び、入力前後の届書の件数をダブルチェックすることの徹底を周知しました。	1名	—	0
9	疑重複調査・確認票の誤り	未処理・処理遅延	東京	新宿	2014年 8月15日	2014年 12月19日	○お客様から、疑重複調査・確認票について以前回答済みであるにもかかわらず、再び送付されてきたとの問い合わせがあり、お客様から回答のあった疑重複調査・確認票が受付進捗管理システムに受付の登録をされないまま、未処理となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●お客様の回答に基づき基礎年金番号の調査を行い、回答結果を送付しました。 ●担当部署において、受付進捗管理システムへの登録の徹底及び、疑重複調査・確認票にかかる事務処理の確認を周知しました。	1名	—	0

2. 厚生年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	部署名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
10	保険料調査決定時の誤り	通知書等の作成誤り	愛媛	松山西	2014年 3月31日	2014年 6月4日	○事業所から、交付された未納保険料等内訳書の額について問い合わせがあり、書類の作成時に誤った金額を記入していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。 ●事業所に正しい金額の未納社会保険料等内訳書をお渡ししました。 ●担当部署において、書類作成時の内容確認及び交付前の決裁の徹底を周知しました。	1事業所	—	0
11	保険料領収時の誤り	通知書等の作成誤り	東京	渋谷	2015年 3月4日	2015年 3月10日	○年金事務所において領収済通知書を入力していた際に、事業所に交付した領収証書が、延滞金領収時に使用するものではなく、元本領収時に使用するものだったことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●誤って交付した領収証書は回収し、事業所の了承を得たうえで、延滞金納入確認書を交付しました。 ●担当部署において、領収済通知書の種類別に色付けすることで作成誤りを防ぐとともに、作成時の内容確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	—	0
12	厚生年金徴収関係通知書等の送付誤り	誤送付・誤送信	愛知	熱田	2014年 9月19日	2014年 9月26日	○郵便局から、別の事業所の保険料納入告知額・領収済通知書が送付されたことと事業所から申し出があったとの連絡があり、封入・封緘時の送付先と送付物の確認不足により、別の事業所に誤送付していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●誤って送付した書類を回収し、本来送付する事業所にお渡ししました。 ●担当部署において、送付先と送付物の照合を徹底するよう周知しました。	2事業所	—	0

3. 国民年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	部署名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
13	基礎年金番号の登録誤り	入力誤り	神奈川県	事務センター	2011年 2月16日	2012年 11月13日	<p>○区役所から連絡があり、国民年金資格取得届を処理する際に、同じ氏名の別人の基礎年金番号で処理をしていたことが判明しました。</p> <p>●担当者が誤って登録されたお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。資格取得届を提出されたお客様とは連絡が取れなかったため、お詫びの文書を送付しました。連絡が取れた際は引き続き対応することとします。</p> <p>●訂正処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、届書の処理時と処理後のチェックを徹底するよう周知しました。</p>	2名	—	0
14	国民年金記録補正の誤り	入力誤り	青森	八戸	2014年 7月1日	2015年 1月6日	<p>○事務センターから連絡があり、資格記録を補正する際に、国民年金の資格取得日を誤ったため、その期間の保険料が還付となっていたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。</p> <p>●記録の訂正及び、返納の処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、記録補正時のチェックを徹底するよう周知しました。</p>	1名	誤還付	4,050
15	国民年金任意加入申出書の誤り	確認・決定誤り	静岡県	事務センター	2013年 2月12日	2014年 5月28日	<p>○65歳未満資格喪失予定者リストを確認していたところ、国民年金高齢任意加入の資格取得の際に、60歳以降の厚生年金被保険者期間を誤って算入したため、誤った資格喪失年予定月日が登録され、口座振替による1年前納ができなかったことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、1年前納の保険料額で領収することで了承を得ました。</p> <p>●訂正処理を行い、1年前納保険料を領収しました。</p> <p>●担当部署において、任意加入の際は加入月数の確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	—	0
16			愛媛	宇和島	2009年 12月25日	2014年 12月3日	<p>○事務センターで国民年金高齢任意加入者で65歳に到達した者の記録を点検したところ、高齢任意加入の処理を行った際に、資格喪失予定年月日の入力を漏らしたことにより、保険料が納め過ぎとなっていること、老齢基礎年金給付額に過徴収された保険料分が反映されていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。</p> <p>●訂正処理を行い、納め過ぎた保険料を還付し、返納処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、高齢任意加入の処理をする際、チェックシートを活用し、複数人での確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	過徴収	229,290

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	部署名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
17	国民年金任意加入申出書の誤り	確認・決定誤り	青森	弘前	2014年 5月14日	2014年 8月19日	○お客様が年金請求のため来所された際に、市役所が高齢任意加入をしなくても老齢基礎年金の受給資格を満たしているにもかかわらず、誤って受給権を満たしていないと説明し、高齢任意加入の手続きを案内したため、保険料が納め過ぎとなっていること、老齢基礎年金給付額に過徴取された保険料分が反映されていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、保険料を還付することで了承を得ました。 ●訂正処理を行い、納め過ぎた保険料を還付し、返納処理を行いました。 ●市役所から受給権の確認を徹底するよう報告がありました。	1名	過徴収	44,975
18			神奈川	平塚	2010年 5月26日	2012年 7月31日	○担当部署で国民年金の高齢任意加入をしているお客様の記録を確認した際、高齢任意加入と後納を行っても、受給権を得ることができないにもかかわらず、高齢任意加入を案内し、保険料を領収していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、保険料を還付することで了承を得ました。 ●訂正処理を行い、保険料を還付しました。 ●担当部署において、高齢任意加入の取扱いの確認と、お客様へ十分な説明を行うよう周知しました。	1名	過徴収	389,960
19	国民年金被保険者住所変更届の誤り	入力誤り	神奈川	事務センター	2014年 9月18日	2014年 11月12日	○年金事務所から連絡があり、国民年金の住所変更を行う際、郵便番号及び住所を誤って入力していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの文書と、住所誤りにより未送達となっていた控除証明書を送付しました。 ●訂正処理を行いました。 ●担当部署において、届書の入力時及び決裁時のチェックを徹底するよう周知しました。	4名	—	0
20	年金手帳の送付誤り	入力誤り	東京	荒川	2014年 8月28日	2014年 8月29日	○お客様から連絡があり、年金手帳再交付申請書を処理した際に、基礎年金番号を誤って入力したため、申請を行っていない別人の年金手帳を作成、送付していたことが判明しました。 ●お客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●作成する必要のなかった年金手帳を回収し、本来再交付申請を行っていたお客様の年金手帳を作成・送付しました。 ●担当部署において、処理結果のチェックの徹底を行うよう周知しました。	1名	—	0
21	国民年金適用関係書類等の処理漏れ	受理後の書類管理誤り	静岡	事務センター	2014年 7月14日	2014年 12月9日	○内部監査により、年金手帳再交付申請書が保管箱から保管棚に落ちたことに気付かず、未処理となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●届書の処理を行い、年金手帳を送付しました。 ●担当部署において、届書の保管方法の徹底と、受付進捗管理システムでの確認を徹底するよう周知しました。	1名	—	0

4. 国民年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	部署名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
22	国民年金保険料納付書の誤り	確認・決定誤り	埼玉	所沢	2014年 3月19日	2014年 9月29日	<p>○お客様から問合せがあり、定時納付書作成の引抜期間に記録の補正を行ったため、納付書が送付されず、納付書による1年前納ができなかったことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、1年前納の保険料を領収することで了承を得ました。</p> <p>●訂正処理を行い、1年前納保険料を領収しました。</p> <p>●担当部署において、本部からの指示依頼、業務スケジュールの確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	—	0
23		通知書等の作成誤り	静岡	事務センター	2014年 1月23日	2014年 3月11日	<p>○お客様から問合せがあり、付加保険料の納付書と定額保険料の納付書を別々に送付したところ、定額保険料の納付書が未送達となり、お客様が定額保険料と付加保険料を同時に納付できなかったことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、付加保険料を領収することで了承を得ました。</p> <p>●訂正処理を行い、定額保険料及び付加保険料を領収しました。</p> <p>●担当部署において、付加保険料の申込みがあった際は定額保険料と付加保険料の納付書を同時に作成し、重複納付が行われないよう注意書きのお知らせを同封することとしました。</p>	1名	—	0
24		未処理・処理遅延	栃木	大田原	2011年 10月31日	2012年 1月10日	<p>○お客様から問合せがあり、国民年金付加保険料の納付書の作成依頼を受けていたにもかかわらず、納付書の作成を漏らしたことから、納付期限が経過し、付加保険料を納付できなかったことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議しましたが、納付期限が経過し、付加保険料を領収することが認められなかったため、改めてお詫びしました。</p> <p>●担当部署において、納付書の作成依頼を受けた際の取扱いについて周知徹底しました。</p>	1名	未徴収	400
25	国民年金保険料追納申込書の誤り	確認・決定誤り	兵庫	兵庫	2014年 3月25日	2014年 4月7日	<p>○事務センターから連絡があり、国民年金追納保険料納付書が一部作成漏れとなっていたため、納付の順番誤りによる過誤納が発生していること、追納期限が経過し古い分から順番に納付することができなくなっていたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、納付していただいた追納保険料を古いものから順番に充当することで了承を得ました。</p> <p>●記録の訂正及び充当処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、追納保険料の取扱いについて周知徹底しました。</p>	1名	—	0
26			大阪	八尾	2014年 3月頃	2014年 8月1日	<p>○お客様から問合せがあり、国民年金保険料の追納について相談を受けた際、追納可能な期間を誤って案内したため、お客様が希望する追納期間の申込みができず、納付期限までに追納保険料を納められなかったことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議しましたが、追納期限が経過しており、認められなかったため、改めてお詫びし了承を得ました。</p> <p>●追納可能な期間の納付書を送付しました。</p> <p>●担当部署において、追納可能な期間の確認を徹底するよう周知しました。</p>	2名	未徴収	14,740
27	国民年金後納保険料納付申込書の誤り	確認・決定誤り	東京	府中	2014年 12月26日	2015年 1月5日	<p>○お客様から問合せがあり、国民年金後納保険料の納期限が間近となっているものについて、期限までに納付書の発送が可能と回答したにもかかわらず、納期限までに納付書を送付できず、後納保険料が納付できなくなったことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。</p> <p>●納期限を経過していない期間の納付書を送付しました。</p> <p>●担当部署において、納期限が間近となっている納付書作成の可否については、事務処理サイクルを確認の上、責任を持って回答するよう周知徹底しました。</p>	1名	未徴収	14,750

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	部署名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
28	国民年金保険料口座振替納付(変更)・辞退 申出書の誤り	確認・決定誤り	奈良	奈良	2013年 5月1日	2013年 6月28日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料口座振替申出書の処理を行った際、誤って口座振替再開処理を行ったため、口座振替が行われず、口座振替による前納と付加保険料の納付ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、前納保険料額で保険料と付加保険料を領収することで了承を得ました。 ●訂正処理を行い、前納保険料額で保険料と付加保険料を領収しました。 ●担当部署において、口座振替申出書の処理方法について周知徹底しました。	1名	—	0
29			大阪	福島	2014年 3月24日	2014年 5月23日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料口座振替納付申出書を受理する際に、提出期限が過ぎていたため口座振替による1年前納は間に合わず、納付書による前納を案内すべきところそのまま受理したため、口座振替が行われず、納付書による1年前納ができなくなったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ●納付書により保険料を納付していただきました。 ●担当部署において、口座振替納付申出書の取扱いについて周知徹底しました。	3名	過徴収	1,620
30			静岡	事務センター	2014年 3月11日	2014年 5月23日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料口座振替納付申出書を処理する際に、金融機関に口座振替依頼書の送付を漏らしたため、口座振替による2年前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、2年前納の保険料額で領収することで了承を得ました。 ●訂正処理を行い、2年前納保険料を領収しました。 ●担当部署において、入力前及び、入力後に金融機関用へ口座振替依頼書が送付済であることの確認を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
31			静岡	事務センター	2014年 2月24日	2014年 5月28日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料口座振替納付申出書を処理する際に、お客様が通帳番号を左詰めで記載され、1桁不足していたにもかかわらず、お客様に確認せずそのまま入力したため、口座振替による2年前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、2年前納の保険料額で領収することで了承を得ました。 ●訂正処理を行い、2年前納保険料を領収しました。 ●担当部署において、入力時の通帳番号の確認を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
32			静岡	三島	2014年 5月2日	2014年 6月2日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料口座振替の再開処理の入力スケジュールの認識を誤り、処理期日までに入力を行わなかったため、口座振替による前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、前納保険料を領収することで了承を得ました。 ●訂正処理を行い、前納保険料を領収しました。 ●担当部署において、口座振替の再開処理の際の取扱いについて周知徹底しました。	1名	—	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	部署名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
33	国民年金保険料口座振替納付(変更)・辞退申出書の誤り	確認・決定誤り	静岡	事務センター	2014年 2月20日	2014年 5月1日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料口座振替納付申出書を処理する際に、誤った金融機関コードを記載し入力したため、口座振替が行われず、口座振替による2年前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、2年前納の保険料額で領収することで了承を得ました。 ●訂正処理を行い、2年前納保険料額で領収しました。 ●担当部署において、金融機関コードの記入の際は細心の注意を払い、チェックの徹底をするよう周知しました。	1名	—	0
34		入力誤り	静岡	事務センター	2014年 3月6日	2014年 5月1日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料口座振替納付申出書を処理する際に、氏名のフリガナを誤って入力したため、口座振替が行われず、口座振替による前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、前納の保険料額で領収することで了承を得ました。 ●訂正処理を行い、前納保険料額で領収しました。 ●担当部署において、口座振替納付申出書の入力の際の確認を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
35			静岡	事務センター	2014年 3月17日	2014年 5月28日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料口座振替納付申出書を処理する際に、口座番号の空欄に金融機関が斜線を引いていたことから、斜線を1と見誤り、口座番号を誤って入力したため、口座振替による2年前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、2年前納の保険料額を領収することで了承を得ました。 ●訂正処理を行い、2年前納保険料を領収しました。 ●担当部署において、入力時の口座番号の確認を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
36			東京	中野	2014年 4月28日	2014年 7月4日	○お客様から問合せがあり、資格喪失・取得記録を入力した際に、処理方法を誤ったため国民年金保険料の口座振替が停止となり、口座振替による前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、前納保険料で領収することで了承を得ました。 ●訂正処理を行い、前納保険料を領収しました。 ●担当部署において、資格記録を処理する際は口座振替者であることの確認を徹底し、慎重に処理を行うよう周知しました。	1名	—	0
37		受理後の書類管理誤り	東京	墨田	2014年 3月19日	2014年 5月16日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料口座振替納付申出書を処理する際に、金融機関に口座振替依頼書を送付することを漏らしていたため、口座振替による前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、前納保険料を領収することで了承を得ました。 ●前納保険料を領収しました。	1名	—	0
38			千葉	千葉	2014年 3月17日	2014年 5月28日	●担当部署において、金融機関へ口座振替依頼書を送付することを徹底するよう周知しました。	2名	—	0
39			愛知	事務センター	2014年 3月25日	2014年 5月30日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料口座振替納付申出書を処理する際に、金融機関に口座振替依頼書を送付することを漏らしていたため、口座振替による1年前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、1年前納保険料額で領収することで了承を得ました。 ●1年前納保険料を領収しました。 ●担当部署において、口座振替納付申出書の処理時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	—	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	部署名	発生年月日	判明年月日	事象-対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
40	クレジットカード納付(変更)・辞退申出書の誤り	説明誤り	和歌山	和歌山東	2014年 4月9日	2014年 5月30日	<p>○お客様から問合せがあり、国民年金保険料のクレジットカード納付について、カードの有効期限が切れていることにより、クレジットカード納付ができないことを説明をすべきところ、自動更新されるカードであったため、誤って継続して立替されると説明し、クレジットカードによる1年前納ができなかったことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、本部に取扱いを協議し、1年前納保険料額で領収することで了承を得ました。</p> <p>●訂正処理を行い、1年前納保険料を領収しました。</p> <p>●担当部署において、クレジットカードの有効期限が切れる際の取扱いについて周知徹底しました。</p>	1名	-	0
41	社会保険料(国民年金保険料)控除証明書の誤り	通知書等の作成誤り	本部	機構本部 (年金相談部)	2014年 8月9日	2014年 8月13日	<p>○お客様から問合せがあり、国民年金保険料控除証明書を作成する際に、基礎年金番号を1桁誤って入力したため、別人の控除証明書が作成され、そのまま送達していたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。</p> <p>●本来依頼のあったお客様に対し控除証明書を送付しました。</p> <p>●担当部署において、控除証明書の再発行依頼を受けた際は基礎年金番号を復唱する等、作業工程を見直し、基礎年金番号の確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	-	0
42	国民年金保険料免除理由該当・消滅届の誤り	確認・決定誤り	神奈川	川崎	2005年 2月28日	2014年 9月5日	<p>○お客様が年金請求手続きに来所された際、国民年金保険料の法定免除記録が誤って取り消されていたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、記録を訂正することで了承を得ました。</p> <p>●訂正処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、法定免除の取扱いについて周知徹底しました。</p>	1名	-	0
43	国民年金保険料免除申請書の誤り	確認・決定誤り	香川	事務センター	2005年 8月22日	2014年 10月21日	<p>○お客様から問合せがあり、国民年金保険料免除の継続審査の際に、配偶者所得の確認不足により、4分の3免除とすべきところを全額免除として承認していたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。</p> <p>●記録を訂正処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、免除審査時には所得の確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	未徴収	180,600
44			神奈川	事務センター	2014年 12月2日	2015年 2月17日	<p>○お客様から問合せがあり、国民年金保険料免除申請書を処理する際に、承認期間を誤り、本来全額免除とすべき期間が未納となってしまうこと、それに伴い納付勧奨通知書が送付されていたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。</p> <p>●記録を訂正し、免除の承認通知書を送付しました。</p> <p>●担当部署において、免除審査時は対象期間の確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	-	0
45			神奈川	事務センター	2015年 1月5日	2015年 1月21日	<p>○お客様から問合せがあり、国民年金保険料免除申請の審査の際に、退職にかかる添付書類の確認を漏らし、免除を承認とすべきところ免除却下としていたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。</p> <p>●記録を訂正し、免除の承認通知書を送付しました。</p> <p>●担当部署において、免除審査時は添付書類の確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	-	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	部署名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
46	国民年金保険料学生納付特例申請書の誤り	説明誤り	石川	七尾	2015年 1月21日	2015年 2月24日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料学生納付特例申請書を受け付けた際に、既に納付済の期間については申請することができないにもかかわらず、申請が可能で、承認された場合は納付済み期間については還付となると誤って説明をしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●担当部署において、研修を行い、正確な窓口・電話対応を行うよう周知徹底しました。	1名	—	0
47	国民年金保険料還付請求書の誤り	確認・決定誤り	静岡	沼津	2009年 12月16日	2015年 2月19日	○担当部署で記録補正処理表を確認したところ、年金記録を統合した際に、特別一時金の支給期間は国民年金の加入期間でないものと見なされるにもかかわらず、厚生年金期間と重複している期間があると判断し、その期間の保険料について誤って還付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●記録の訂正及び、返納処理を行いました。 ●担当部署において、記録統合に伴う還付の要否の判断について、特別一時金等の確認を複数人で行うことを周知徹底しました。	1名	誤還付	69,970
48			神奈川	藤沢	1997年 10月6日	2014年 4月17日	○お客様から国民年金保険料の納付記録について照会があり、過誤納となった保険料を本来未納期間に充当すべきところ誤って還付していたこと、またその保険料が年金額に反映されていないため、老齢年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、過誤納保険料の充当処理について周知徹底しました。	1名	その他	604,832
49			神奈川	高津	2014年 9月4日	2014年 10月30日	○機構本部から連絡があり、国民年金の高齢任意加入者の厚生年金期間が判明したことにより保険料の還付を行う際に、確認不足により還付すべき月を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い、誤って還付した月の保険料について返納処理を行い、本来還付すべき月の保険料を還付しました。 ●担当部署において、保険料還付の取扱いについて再確認するよう周知徹底しました。	1名	誤還付	120
50		誤送付・誤送信	北海道	事務センター	2015年 1月7日	2015年 1月26日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料還付金の支払済者にお知らせ文書を送付する際に、誤って別人口座番号等を記載していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ●誤って送付されたお知らせ文書を回収し、正しいお知らせ文書を送付しました。 ●担当部署において、事務処理手順の見直しを行い、再発防止を徹底するよう周知しました。	2名	—	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	部署名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
51	国民年金保険料領収済通知書の誤り	入力誤り	神奈川県	事務センター	2015年 3月18日	2015年 4月8日	<p>○お客様から問合せがあり、委託業者が領収済通知書の処理をする際、入力漏れと、重複入力があったことが判明しました。また、入力漏れがあった方には納付催告書が送付され、重複入力があった方には還付請求書が送付されていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。</p> <p>●訂正処理を行い、還付請求を回収しました。</p> <p>●委託業者に対して、再発防止策を講ずるよう指導し、委託業者から再発防止策の報告がありました。</p>	2名	—	0
52	国民年金徴収関係通知書の誤り	通知書等の作成誤り	岐阜	岐阜南	2014年 2月18日	2014年 2月26日	<p>○国民年金保険料にかかる差押を行った際、延滞金の計算を誤り、正しい金額より少ない額で受け入れたにもかかわらず、正しい金額で充当通知書を送付していたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。</p> <p>●訂正した充当通知書を送付し、未徴収となった延滞金については後日納付書で納付していただきました。</p> <p>●担当部署において、延滞金の計算時と、決裁時のチェックを徹底するよう周知しました。</p>	2名	未徴収	1,100
53			静岡県	三島	2015年 3月27日	2015年 3月30日	<p>○お客様から問合せがあり、国民年金保険料の納付勸奨チラシに記載した年金事務所の電話番号を誤って記載していたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。</p> <p>●訂正した納付勸奨のチラシと、お詫び文書を送付しました。</p> <p>●担当部署において、送付物のチェック体制の見直しを行い、再発防止をするよう周知徹底しました。</p>	1名	—	0
54			静岡県	沼津	2014年 9月19日	2015年 1月13日	<p>○国民年金保険料の連帯納付義務者への督促期間の確認を行っていたところ、連帯納付義務のない期間を含めて督促状を発行していたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、正しい期間で作成した督促状を送付しました。</p> <p>●担当部署において、督促状発行の際は、連帯納付義務期間チェックシートに基づき確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	—	0
55			静岡県	三島	2014年 12月19日	2015年 1月5日		1名	—	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	部署名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
56	国民年金徴収関係書類の交付誤り	誤送付・誤送信	千葉	市川	2014年 11月27日	2014年 11月28日	○お客様から問合せがあり、窓口で国民年金追納保険料の納付書をお渡しする際に、確認不足により誤って別人の納付書も一緒に交付してしまったため、別人の納付書で保険料が納付され、別人の納付記録となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、訂正及び還付処理を行うことで了承を得ました。 ●納付記録の訂正を行い、誤って納付された保険料を還付しました。 ●担当部署において、納付書を手交する際は、職員によるチェックとお客様による窓口確認を徹底するよう周知しました。	2名	過徴収	52,920
57			埼玉	所沢	2015年 2月19日	2015年 2月19日	○お客様から問合せがあり、窓口で国民年金後納保険料の納付書をお渡しする際に、確認不足により誤って別人の納付書も一緒に交付してしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●誤って交付した納付書を回収しました。 ●担当部署において、窓口で納付書を交付する際のチェックとお客様による窓口確認を徹底するよう周知しました。	2名	—	0
58	国民年金徴収関係書類の送付誤り	誤送付・誤送信	愛知	中部ブロック本部	2015年 3月30日	2015年 4月1日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料の納付書を送付した際、誤って別人の納付書と一緒に送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●誤って送付した納付書を回収し、本来送付すべきお客様に交付しました。 ●担当部署において、封入・封緘時のチェックを徹底するよう周知しました。	2名	—	0
59	国民年金徴収関係書類等の処理遅れ	受付時の書類管理誤り	千葉	松戸	2014年 4月7日	2014年 5月27日	○お客様から問合せがあり、市役所が国民年金の種別変更届を受け付けた際、お客様が1年前納による納付を希望していたにもかかわらず、年金事務所への連絡を漏らしたため、1年前納の納付書が作成されず、前納期限までに保険料を納付することができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、1年前納の保険料額で領収することで了承を得ました。 ●1年前納保険料を領収しました。 ●市役所から前納保険料の納付書の取扱いを周知徹底することで、再発防止に努めることとしたとの連絡がありました。	1名	—	0
60		受理後の書類管理誤り	北海道	札幌西	2014年 3月17日	2014年 4月2日	○受付担当者が届書の確認を行った際、国民年金保険料口座振替納付申出書を他の書類と混在させたため未処理となっており、口座振替による2年前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、2年前納の保険料額で領収することで了承を得ました。 ●訂正処理を行い、2年前納保険料を領収しました。2年前納を希望しないお客様については納付書による1年前納で保険料を領収しました。 ●担当部署において、受付進捗管理システムによる進捗管理と、速やかに担当部署に引き継ぐことを徹底するよう周知しました。	4名	—	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	部署名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
61	国民年金徴収 関係書類等の 処理漏れ	未処理・処理 遅延	埼玉	熊谷	2014年 3月17日	2014年 4月24日	<p>○お客様から問合せがあり、国民年金保険料口座振替納付申出書を審査した際に、振替方法が2年前納と記載されているにもかかわらず、1年前納として扱い、既に1年前納をされているお客様であったため、処理不要とし、2年前納による口座振替ができなかったことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、2年前納の保険料額で領収することで了承を得ました。</p> <p>●訂正処理を行い、2年前納保険料との差額を領収しました。</p> <p>●担当部署において、口座振替納付申出書の処理について周知し、複数人でのチェックを徹底しました。</p>	1名	—	0
62			京都	事務センター	2014年 3月17日	2014年 4月30日	<p>○お客様から問合せがあり、付加保険料納付申出者の納付書の発行状況の確認を漏らし、付加保険料の納付書を発行していなかったため、納付期限までに付加保険料を納めることができなかったことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、付加保険料を領収することで了承を得ました。</p> <p>●訂正処理を行い、付加保険料を領収しました。</p> <p>●担当部署において、納付書作成状況の確認を行い、再発防止を徹底するよう周知しました。</p>	1名	—	0
63			北海道	札幌西	2014年 3月5日	2014年 5月2日	<p>○お客様から連絡があり、国民年金後納保険料納付申込書を処理する際、未加入期間があったため本人に返戻をすべきところ、未処理のままとなり、後納期限を経過し、納付できなくなっている期間があることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議しましたが、後納期限を経過しており納付することが認められなかったため、改めてお詫びしました。</p> <p>●申込書の処理を行い、納付可能な後納期間の納付書を送付しました。</p> <p>●担当部署において、未処理届書の管理を個人で行うのではなく、複数人で管理、確認を行うことを徹底するよう周知しました。</p>	1名	未徴収	29,500
64			埼玉	浦和	2013年 8月15日	2014年 5月9日	<p>○お客様から問合せがあり、市役所で受け付けた国民年金保険料口座振替納付申出書が、年金事務所へ回送漏れとなっていたため、口座振替による1年前納ができなかったことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、口座振替による1年前納保険料額で領収することで了承を得ました。</p> <p>●1年前納保険料を領収しました。</p> <p>●市役所に対し、確実に届書を回送するよう依頼しました。</p>	1名	—	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	部署名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
65	国民年金徴収 関係書類等の 処理漏れ	未処理・処理 遅延	大阪	城東	2014年 4月21日	2014年 5月13日	○お客様から問合せがあり、国民年金後納保険料納付書の作成依頼を受けていたにもかかわらず、作成を漏らしたため、納付期限までに後納保険料を納付することができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議しましたが、後納期限が経過しており認められなかったため、改めてお詫びしました。 ●担当部署において、電話で納付書の作成依頼があった際の管理とチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	14,750
66			大阪	堺東	2014年 4月頃	2014年 5月13日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料の納付書の作成依頼を受けていたにもかかわらず作成を漏らしたため、保険料を納期限までに納付することができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議しましたが、納付期限が経過しており認められなかったため、改めてお詫びしました。 ●担当部署において、納付書発行リストによるチェックを行い、作成漏れのないよう徹底することを周知しました。	1名	未徴収	15,020
67			三重	尾鷲	2006年 6月15日	2014年 5月22日	○担当部署において、届書の再点検を行っていたところ、国民年金保険料免除納付猶予申請書が未処理となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●免除の処理を行い、過誤納となった保険料は還付しました。 ●担当部署において、受付進捗管理システムでの管理を行い、定期的に保管状況を確認することを徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	147,050
68			兵庫	西宮	2014年 3月29日	2014年 5月27日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料の口座振替を緊急停止した後、口座振替の再開処理を漏らしたため、口座振替による1年前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、1年前納の保険料額で領収することで了承を得ました。 ●1年前納の保険料を領収しました。 ●担当部署において、口座振替の緊急停止を行った際は、振替再開入力を行うことを徹底するよう周知しました。	1名	—	0

5. 年金給付関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	部署名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	
69	老齢年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	東京	葛飾	1985年 2月8日	2012年 2月24日	○機構本部や事務センターからの連絡により、合算対象期間や通算対象期間などの確認不足による受給権発生年月日の決定誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議しました。訂正を行い、正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録及び受給権発生年月日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,940,237	
70			愛知	瀬戸	1982年 4月頃	2013年 3月26日		1名	未払い	41,433	
71			宮城	古川	2005年 2月24日	2014年 1月31日		1名	未払い	350,830	
72			新潟	新潟東	1993年 10月14日	2014年 4月21日		1名	未払い	277,465	
73			広島	福山	2012年 12月27日	2014年 8月7日		1名	未払い	2,419,883	
74			埼玉	越谷	1998年 10月9日	2014年 8月21日		1名	未払い	158,432	
75			愛媛	松山西	2002年 4月11日	2014年 8月20日		○未支給年金請求時に記録を確認したところ、繰上げ請求を伴う老齢基礎年金裁定時において、国民年金保険料の納付記録の収録処理が完了しないうちに裁定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議しました。訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、受付時における納付状況の確認等を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	57,240
76			神奈川	横浜西	2010年 12月9日	2013年 2月21日		○機構本部や事務センターからの連絡により、本来、任意加入期間のため国民年金の免除期間とはならないところ、老齢年金の裁定の際に免除期間としたまま老齢年金を決定していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正及び返納の処理を行いました。 ●担当部署において、本人記録と配偶者記録の双方について確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	860,386
77	愛知	鶴舞	1981年 12月17日	2014年 4月11日	○機構本部から連絡があり、通算対象期間の確認不足により、受給資格を満たしていないにもかかわらず老齢年金を裁定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上、複数回にわたり説明しましたが理解が得られませんでした。訂正を行い、過払いに係る返納金納入告知書を送付しました。 ●担当部署において通算対象期間の取扱いを確認し、複数人によるチェックを徹底するよう周知しました。	1名	過払い	141,390			
78	千葉	千葉	2002年 8月12日	2014年 8月1日	○年金相談時に記録を確認したところ、老齢年金決定時に、老齢基礎年金及び老齢厚生年金それぞれについて受給権発生日や該当条文を登録すべきところ、老齢厚生年金について登録を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議することで承を得ました。記録の訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、審査時の確認等を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	519,805			

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	部署名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
79	老齢年金の第四種被保険者期間の誤り	確認・決定誤り	静岡	浜松東	2002年 1月5日	2012年 12月11日	○遺族年金請求時又は機構本部や事務センターからの連絡により、老齢年金の第四種被保険者期間の削除漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部に取扱いを協議し訂正しました。お客様に年金の返納に係るお願いを行うとともに、過徴収となった保険料の還付処理を行いました。 ●担当部署において、第四種被保険者期間の有無等、年金記録を十分確認するよう徹底しました。	1名	過徴収	106,100
80			愛知	瀬戸	1987年 10月頃	2014年 7月25日		1名	過徴収	25,740
81			広島	福山	1987年 10月14日	2014年 9月1日		1名	過払い	5,513
82			山口	山口	1997年 1月10日	2014年 9月11日		1名	過払い	86,250
83			愛知	瀬戸	1997年 2月6日	2014年 11月17日		1名	過払い	3,388
84	老齢年金の共済組合期間の誤り	確認・決定誤り	千葉	松戸	1992年 6月20日	2013年 1月28日	○機構本部や事務センターからの連絡により、共済組合加入期間確認通知書等の確認不足による共済加入期間の算入誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し訂正しました。過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。未払いがあるお客様については年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録及び共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,293,400
85			大分	大分	1990年 1月4日	2013年 9月3日		1名	—	0
86			栃木	栃木	2002年 9月22日	2013年 12月11日		1名	未払い	11,742
87			栃木	宇都宮西	2000年 7月6日	2014年 3月31日		1名	未払い	1,580,872
88			山口	萩	1991年 4月頃	2014年 9月11日		1名	過払い	1,373,470
89			三重	伊勢	2008年 10月23日	2014年 9月11日		1名	過払い	1,998
90			千葉	市川	2002年 12月6日	2014年 10月6日		1名	過払い	561,997
91			愛知	大曾根	1994年 3月24日	2015年 3月13日		1名	過払い	1,911,900
92			宮城	大河原	1978年 3月1日	2014年 8月22日	○機構本部から連絡があり、遺族年金の裁定時に、旧令共済組合期間の算入を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し訂正を行いました。正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録及び共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,849,977
93			東京	青梅	1993年 6月3日	2012年 2月1日	○事務センターから連絡があり、老齢基礎年金の裁定時に、旧法共済組合の退職年金の受給者であることの確認不足により、本来合算対象期間とすべき共済加入期間を老齢基礎年金の対象として登録していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上、複数回にわたり説明しましたが理解が得られませんでした。訂正を行い、過払いに係る返納金納入告知書を送付しました。 ●担当部署において、年金記録及び共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,258,950
94			東京	港	2009年 4月2日	2011年 2月28日	○機構本部から連絡があり、共済組合へ移管済みの厚生年金被保険者期間について、お客様の年金記録に含めたまま老齢厚生年金として決定されていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正及び返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録及び共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	188,164

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	部署名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
95	老齢年金の共済組合期間の誤り	入力誤り	福井	武生	2004年 5月28日	2014年 1月6日	○機構本部や事務センターからの連絡により、旧三共済の加入期間を含んだ老齢厚生年金の受給権発生年月日の取扱いの確認不足により、老齢厚生年金の受給権発生年月日の決定誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部に取扱いを協議しました。訂正を行い、未払いがあるお客様については年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、旧三共済組合期間の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	32,100
96		確認・決定誤り	宮城	大河原	2000年 5月18日	2014年 9月19日		1名	—	0
97	老齢年金の国民年金や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	東京	荒川	1982年 11月頃	2012年 8月17日	○未支給年金請求時又は事務センターからの連絡により、国民年金と厚生年金の加入期間が重複しているにもかかわらず、重複期間を補正することなく老齢年金を裁定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し訂正しました。お客様に年金の返納に係るお願いを行うとともに、過徴収となった保険料の還付処理を行いました。 ●担当部署において、年金相談時及び請求書の点検時における年金記録の確認等を徹底するよう周知しました。 ○年金相談時又は年金記録調査時の確認作業や機構本部や事務センターからの連絡により、老齢年金裁定時の戦時加算記録の登録誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部に取扱いを協議しました。記録の訂正を行い、過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。未払いがあるお客様については年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、請求書の受付の際には戦時加算記録の確認を確実に行うよう周知徹底しました。	1名	過徴収	2,053
98			愛知	瀬戸	1986年 10月30日	2013年 10月11日		1名	過払い	358,554
99			愛知	岡崎	1977年 3月18日	2014年 7月29日		1名	過払い	7,840
100			島根	浜田	1990年 1月18日	2014年 4月21日		1名	未払い	313,308
101			宮城	石巻	1976年 2月2日	2014年 6月3日		1名	未払い	135,730
102			新潟	三条	1987年 8月21日	2014年 6月20日		1名	未払い	292,314
103			山形	鶴岡	1997年 5月15日	2014年 7月8日		1名	未払い	475,283
104			北海道	旭川	1981年 8月9日	2014年 7月18日		1名	未払い	796,458
105			神奈川	鶴見	1994年 8月3日	2014年 8月4日		1名	未払い	998,410
106			新潟	柏崎	1995年 2月21日	2014年 8月18日		1名	未払い	229,518
107	島根	松江	1982年 5月12日	2014年 8月25日	1名	未払い	2,941,130			
108	広島	福山	1990年 2月24日	2014年 9月1日	1名	未払い	106,060			
109	神奈川	鶴見	1981年 3月31日	2014年 9月12日	1名	未払い	855,998			
110	広島	福山	1985年 10月1日	2014年 9月18日	1名	過払い	55,655			

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	部署名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
111	老齢基礎・老齢厚生年金繰上請求に係る誤裁定について	確認・決定誤り	高知	事務センター	2014年10月2日	2014年10月30日	○年金事務所から連絡があり、請求していなかった分の特別支給の老齢厚生年金の請求時に、繰下げ意思の確認不足により、お客様の希望していない65歳時点での老齢厚生年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。老齢厚生年金の裁定取消し及び返納の処理を行いました。 ●担当部署において、繰下げ意思確認の取扱いについて周知徹底しました。	1名	過払い	29,424
112			千葉	事務センター	2014年11月10日	2014年12月5日	○未支給年金請求書の審査の際に、繰上げ請求の老齢年金裁定時における受付年月日の登録誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。記録の訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、審査時や入力後の複数人によるチェック等を徹底しました。	1名	未払い	70,233
113		説明誤り	岐阜	事務センター	2012年3月23日	2015年1月26日	○お客様から問合せがあり、老齢基礎・厚生年金の請求時に、繰下げ意思の確認不足により、お客様の希望していない65歳時点での老齢基礎年金を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。65歳時点での老齢基礎年金の決定について了承を得ました。 ●担当部署において、繰下げ意思確認の取扱いについて周知徹底しました。	1名	—	0
114			福岡	大牟田	2014年1月28日	2014年2月28日	○お客様から請求中の老齢年金について問合せがあり、受付時に老齢基礎年金の繰上げ請求書の案内を漏らしたことで、年金額がお客様の希望どおりとならないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議しました。受付時に繰上げ請求があったものとみなし裁定の訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、年金相談時や受付時に、繰上げ請求に係る注意点等の説明を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
115			沖縄	浦添	2014年11月4日	2015年2月6日	○お客様からの問合せがあり、繰上げ請求を行った場合の受給権発生日の確認不足により、年金の支払時期を誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●担当部署において、繰上げ請求時には年金額の試算等を行うことで支給開始月の確認を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
116		遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	福岡	福岡広域事務センター	2014年8月21日	2014年9月22日	○お客様から問合せがあり、妻と子による遺族年金の請求時及び裁定時に、夫が行方不明となった場合の取扱いの確認不足から、遺族厚生年金及び遺族基礎年金の両方の受給要件を満たしているにもかかわらず、遺族基礎年金のみを決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。遺族基礎年金の裁定取消し及び遺族基礎・厚生年金の裁定を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、マニュアルや疑義照会回答を活用し、受給要件の取扱いの確認等を徹底するよう周知しました。	4名	未払い

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	部署名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
117	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	徳島	徳島北	1999年 9月30日	2014年 3月27日	○事務センターから連絡があり、遺族年金裁定時の戦時加算記録及び第三種被保険者期間の登録漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議しました。記録の訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、請求書の受付の際には戦時加算記録など被保険者記録の確認を確実にを行うよう周知徹底しました。	1名	未払い	538,964
118			岩手	二戸	1985年 10月24日	2014年 3月13日	○事務センターから連絡があり、死亡した受給権者の被保険者記録に厚生年金被保険者記録の一部が収録されないまま遺族年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議しました。訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、受付時の点検及び審査時の年金記録の確認等を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,976,587
119			大阪	平野	2010年 9月2日	2013年 12月5日	○年金相談時にお客様の記録を確認したところ、遺族厚生年金裁定時に受給要件の確認不足により、金銭的に不利となる条文を適用して裁定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議することで了承を得ました。記録の訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、請求書の受付時及び点検時に、年金記録や遺族年金の受給要件を確認するよう周知徹底しました。	1名	未払い	1,853,530
120			石川	金沢南	1987年 1月24日	2014年 1月23日	○機構本部から連絡があり、共済組合の短期要件の遺族共済年金の受給権者であること確認不足により、長期要件の遺族厚生年金を誤って裁定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上、複数回にわたり説明しましたが理解が得られませんでした。訂正を行い、過払いに係る返納金納入告知書を送付しました。 ●担当部署において、請求書の受付時に遺族年金の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,534,000
121			長野	長野南	2002年 7月25日	2014年 8月29日	○機構本部から連絡があり、共済組合の短期要件の遺族共済年金の受給権者であること確認不足により、長期要件の遺族厚生年金を誤って裁定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正及び返納の処理を行いました。 ●担当部署において、短期要件の遺族共済年金受給権者については、長期要件の遺族厚生年金は支給されないことについて周知し、遺族年金の受給要件の確認を徹底しました。	1名	過払い	156,156
122			鹿児島	鹿児島北	1991年 5月9日	2015年 3月2日	○機構本部から連絡があり、共済組合の短期要件の遺族共済年金の受給権者であること確認不足により、長期要件の遺族厚生年金を誤って裁定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正及び返納の処理を行いました。 ●担当部署において、短期要件の遺族共済年金受給権者については、長期要件の遺族厚生年金は支給されないことについて周知し、遺族年金の受給要件の確認を徹底しました。	1名	過払い	67,205

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	部署名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
123	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	青森	青森	1999年 4月28日	2013年 4月30日	○年金相談時又は年金記録調査時の確認作業や機構本部や事務センターからの連絡により、遺族年金裁定時の戦時加算記録の登録漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議することで了承を得ました。記録の訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、裁定原簿等で年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	199,979
124			鹿児島	川内	2000年 5月18日	2013年 8月1日		1名	未払い	352,032
125			大阪	事務センター	1997年 10月31日	2014年 2月13日		1名	未払い	882,400
126			愛知	豊橋	2002年 1月17日	2014年 2月18日		1名	未払い	50,160
127			大分	別府	1998年 2月12日	2014年 2月18日		1名	未払い	87,171
128			神奈川	港北	2000年 7月26日	2014年 3月13日		1名	未払い	1,501,095
129			神奈川	港北	2003年 4月24日	2014年 3月13日		1名	未払い	441,610
130			宮崎	宮崎	1989年 11月14日	2014年 5月13日		1名	未払い	618,833
131			鹿児島	鹿児島北	2008年 1月31日	2014年 5月19日		1名	未払い	388,987
132			秋田	秋田	1990年 9月13日	2014年 6月13日		1名	未払い	533,033
133			茨城	水戸北	1998年 7月30日	2014年 7月9日		1名	未払い	1,874,429
134			大分	別府	1990年 6月28日	2014年 8月6日		1名	未払い	2,639,944
135			新潟	新潟東	1989年 2月23日	2014年 8月15日		1名	未払い	160,578
136			長野	長野南	2003年 3月20日	2014年 8月15日		1名	未払い	336,310
137			石川	金沢南	1996年 5月30日	2014年 8月15日		1名	未払い	712,174
138	広島	福山	2005年 4月27日	2014年 9月3日	1名	未払い	1,860,567			
139	茨城	水戸北	2006年 6月29日	2014年 9月18日	1名	未払い	330,966			
140	岩手	事務センター	2007年 4月12日	2014年 9月25日	1名	未払い	302,211			
141	高知	幡多	1988年 12月1日	2014年 9月24日	1名	未払い	138,597			
142	福岡	南福岡	2009年 6月10日	2014年 10月1日	1名	未払い	601,089			
143	山口	山口	2004年 4月8日	2014年 10月1日	1名	未払い	873,294			
144	鹿児島	鹿児島南	1988年 12月21日	2014年 10月3日	1名	未払い	749,531			
145	愛知	岡崎	2001年 6月7日	2014年 10月23日	1名	未払い	1,928,082			
146		説明誤り	大阪	城東	2014年 12月24日	2014年 12月26日	○遺族年金請求時に記録を確認したところ、年金相談時に、遺族基礎年金のみの受給要件を満たしているにもかかわらず、遺族厚生年金の請求も案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、年金記録及び受給要件の取扱いの確認等を徹底するよう周知しました。	1名	-	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	部署名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
147	障害年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	本部	機構本部 (障害年金業務部)	2014年 7月31日	2015年 1月16日	○担当部署において裁定後の障害厚生年金について確認したところ、入力処理時の警告事故リストの確認不足から、本来年金額には反映されない保険料徴収権が時効消滅した期間を含んで決定していたことが判明しました。 ●担当者が障害厚生年金の再裁定を行い、お詫びの文書及び正しい年金証書を送付しました。 ●担当部署において、年金記録及び警告事故リスト出力時の確認等を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
148			山口	事務センター	2012年 12月28日	2014年 12月4日	○お客様から問合せがあり、審査請求により処分変更が必要となった障害年金について、審査請求の決定書の記載内容の確認不足により棄却されたものと誤認し、裁定を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。裁定を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、審査請求後の処理手順について指示を行い、進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,346,313
149			山口	下関	2014年 8月27日	2014年 9月25日	○障害年金請求時に確認したところ、相談の際の年金記録の確認不足等により、納付要件を満たしていないにもかかわらず、障害年金の請求を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。受け付けた請求書についてはお客様にお返ししました。 ●担当部署において、年金相談の際には、初診日や受給要件の取扱いの確認等を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
150		説明誤り	青森	八戸	2014年 6月23日	2014年 9月18日	●担当部署において、年金相談の際には、初診日や受給要件の取扱いの確認等を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
151		障害年金の所得調査や額改定請求等の誤り	確認・決定誤り	秋田	事務センター	2012年 12月19日	2014年 7月2日	○市町村から連絡があり、機構本部へ進達する障害年金の額改定報告書を作成する際に、診断書コードの記載を誤ったことから、診断書の提出が必要ではないお客様に対して提出を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。診断書コードの訂正を行いました。 ●担当部署において、入力時や決裁時の確認を徹底するよう周知しました。	4名	—
152	本部			機構本部 (障害年金業務部)	2013年 5月20日	2013年 6月11日	○お客様からの問合せ又は障害状態の再認定作業時の確認により、前回の障害状態の認定時に、併合認定の取扱い等の確認不足から障害等級の登録誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。記録の訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、審査時の確認等を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	94,983
153	宮城			事務センター	2009年 5月18日	2014年 4月28日	●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。記録の訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、審査時の確認等を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,001,104
154	青森			事務センター	2010年 3月1日	2014年 11月25日		1名	未払い	934,304

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	部署名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
155	未支給年金に係る誤り	確認・決定誤り	岡山	岡山広域事務センター	2014年 3月6日	2014年 5月2日	○機構本部から連絡があり、未支給年金請求に伴い死亡届を処理する際に、戸籍等の確認不足により死亡年月日を誤って登録していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。記録の訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、添付書類の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	159,692
156	脱退手当金に係る誤り	説明誤り	東京	青梅	2014年 9月1日	2014年 9月12日	○事務センターから連絡があり、脱退手当金の女子特例の取扱いの確認不足により、受給要件を満たしていないにもかかわらず脱退手当金の請求を案内し、受け付けていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、請求書をお返しました。 ●担当部署において、脱退手当金の取扱いについて確認等を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
157	加給年金の誤り	確認・決定誤り	本部	機構本部 (支払部)	2013年 3月6日	2013年 5月10日	○他の部署からの連絡により確認したところ、未支給年金請求書と同時に受け付けた加給年金対象者不該当届について、不該当処理を漏らしたまま死亡失権処理を行ったことにより、加給年金額が配偶者の死亡月の翌月以降も加算されていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの文書を送付し、訂正及び返納の処理を行いました。 ●担当部署において、今回の事例に基づいて注意喚起を行い再発防止に努めるよう周知徹底しました。	1名	過払い	37,717
158			本部	機構本部 (支払部)	2013年 4月5日	2013年 5月10日		1名	過払い	56,575
159			本部	機構本部 (支払部)	2013年 3月6日	2013年 5月10日		1名	過払い	37,717
160			静岡	浜松東	2005年 1月12日	2014年 12月12日		○機構本部から連絡があり、妻の年金受給選択処理を行った際に、夫の配偶者状態の変更処理を漏らしたことから、夫の老齢厚生年金への加給年金額の加算を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部に取扱いを協議しました。記録の訂正を行い、正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、相談時や受付時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い
161			埼玉	川越	2002年 3月27日	2013年 11月25日	○配偶者の老齢年金請求時又は機構本部からの連絡により、老齢年金請求時の加給年金額加算開始事由該当届の案内漏れにより、加給年金額の加算を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議しました。届出の案内及び処理を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。	1名	未払い	55,650
162			山梨	大月	2007年 6月28日	2014年 9月13日	●担当部署において、年金記録や定額部分開始年齢の確認等を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	未払い	1,089,000
163			茨城	水戸南	2005年 7月20日	2014年 10月9日	○機構本部から連絡があり、老齢年金裁定時に、配偶者の生年月日や年金記録の確認不足による配偶者状態の登録誤りや請求書の記入項目の案内漏れから、加給年金額の加算及び振替加算を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議しました。記録の訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録等の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。	2名	未払い	1,089,864

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	部署名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
164	加給年金の誤り	確認・決定誤り	宮城	仙台東	1993年 8月26日	2013年 6月27日	○遺族年金請求書等の受付時や年金記録調査時又は機構本部や事務センターからの連絡により、老齢年金裁定時に、配偶者の生年月日や年金記録の確認不足から配偶者状態の登録を誤り、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し訂正を行いました。過払いがあるお客様については返納に係る処理を行いました。未払いがあるお客様については年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録等の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	未払い	322,622
165			東京	青梅	1997年 3月14日	2013年 7月12日		1名	未払い	299,074
166			北海道	北見	1989年 1月1日	2013年 8月9日		1名	未払い	79,716
167			神奈川	相模原	1991年 12月20日	2013年 8月26日		1名	未払い	714,200
168			鳥取	鳥取	1998年 7月16日	2013年 12月16日		1名	未払い	123,956
169			宮城	仙台北	1997年 8月21日	2013年 12月19日		1名	未払い	42,916
170			石川	金沢北	1995年 11月2日	2014年 2月19日		1名	未払い	64,824
171			千葉	幕張	1998年 10月22日	2014年 3月7日		1名	未払い	43,983
172			広島	福山	1990年 4月1日	2014年 3月19日		1名	未払い	230,638
173			神奈川	厚木	1995年 7月13日	2014年 4月1日		1名	未払い	34,850
174			千葉	千葉	1995年 12月31日	2014年 6月25日		1名	未払い	194,477
175			愛媛	宇和島	1991年 3月22日	2014年 7月2日		1名	未払い	125,268
176			長崎	佐世保	1990年 6月頃	2014年 7月7日		1名	未払い	32,734
177			福島	郡山	1995年 4月1日	2014年 8月7日		1名	未払い	64,824
178			秋田	鷹巣	1995年 6月1日	2014年 8月19日		1名	未払い	164,648
179			神奈川	鶴見	2002年 4月11日	2014年 11月17日		1名	未払い	27,825
180			長崎	佐世保	1992年 12月10日	2014年 11月17日		1名	未払い	111,350
181			埼玉	越谷	1999年 6月10日	2014年 12月15日		1名	未払い	109,957
182	北海道	砂川	1991年 5月23日	2015年 3月13日	1名	過払い	1,012,031			
183		入力誤り	本部	機構本部 (支払部)	2014年 4月30日	2014年 6月27日	○お客様から問合せがあり、配偶者の加給年金額対象者不該当届の入力誤りにより自動的に行われた支払保留処理について、解除処理を漏らしていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、早期に支払を行うことで了承を得ました。正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、今回の事例に基づいて注意喚起を行い再発防止に努めるよう周知徹底しました。	1名	未払い	78,849

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	部署名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
184	振替加算の誤り	確認・決定誤り	埼玉	川越	1992年 4月20日	2014年 9月5日	○年金相談時や年金記録調査時又は機構本部や事務センターからの連絡により、夫の老齢厚生年金の裁定後に妻の配偶者状態の変更処理を漏らしたことから、妻の老齢基礎年金に振替加算処理が行われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部又はブロック本部に取扱いを協議しました。記録の訂正を行い、正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録や配偶者状態の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	未払い	1,214,511
185			兵庫	姫路	2000年 3月16日	2014年 9月11日		1名	未払い	2,186,719
186			東京	大田	2007年 9月20日	2014年 11月13日		1名	未払い	1,161,950
187			東京	葛飾	1996年 3月17日	2014年 11月18日		1名	未払い	2,980,683
188			山形	新庄	1999年 8月28日	2014年 7月10日	○未支給年金請求書の点検及び審査時又は年金記録調査時の確認作業により、妻の老齢厚生年金の裁定後に夫の配偶者状態の変更処理を漏らしたことから、夫の老齢基礎年金に振替加算処理が行われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部に取扱いを協議しました。記録の訂正を行い、正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録や配偶者状態の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	未払い	2,769,567
189			新潟	三条	2000年 11月10日	2014年 9月4日		1名	未払い	2,384,126
190			鳥取	米子	1998年 8月8日	2014年 10月3日		1名	未払い	1,889,890
191			埼玉	川越	1994年 4月1日	2013年 10月9日	○事務センターから連絡があり、夫の加給年金対象者不該当届の処理を行った際に妻の配偶者状態の変更を漏らしたことにより、妻の老齢基礎年金の振替加算の誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部に取扱いを協議しました。記録の訂正及び返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録や配偶者状態の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	過払い	798,644
192			北海道	札幌東	2008年 10月21日	2014年 9月16日	○年金相談時や請求書の点検時又は機構本部からの連絡により、配偶者の退職共済年金への加給年金の加算状況等の確認不足により、老齢基礎年金の振替加算が支給されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議することで了承を得ました。記録の訂正を行い正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録や配偶者状態の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	未払い	713,082
193			神奈川	小田原	2006年 8月2日	2014年 9月19日		1名	未払い	1,100,339
194			石川	金沢南	2001年 12月27日	2014年 10月27日		1名	未払い	1,066,165
195			茨城	水戸北	2008年 12月8日	2014年 11月17日		1名	未払い	742,752
196			東京	港	2008年 12月27日	2014年 12月25日		1名	未払い	93,524
197			宮城	石巻	2008年 12月2日	2014年 12月26日		1名	未払い	753,143
198	千葉	市川	2005年 9月12日	2015年 1月22日	1名	未払い		1,623,088		

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	部署名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	
199	振替加算の誤り	確認・決定誤り	埼玉	春日部	2001年 3月31日	2014年 8月22日	○遺族年金や未支給年金請求時又は機構本部や事務センターからの連絡により、年金の裁定時に年金記録の確認不足により事実と異なる配偶者状態を登録したことにより、振替加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し訂正を行いました。過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。未払いがあるお客様については年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	未払い	2,453,657	
200			長崎	長崎南	1994年 6月30日	2014年 8月27日		1名	未払い	1,008,633	
201			岡山	高梁	1994年 6月15日	2014年 9月2日		1名	過払い	1,039,300	
202			大阪	堺東	1998年 1月22日	2014年 9月11日		1名	未払い	1,847,100	
203			兵庫	明石	2005年 2月26日	2014年 9月13日		1名	未払い	1,531,461	
204			千葉	佐原	1994年 6月3日	2014年 9月17日		1名	未払い	2,830,264	
205			東京	世田谷	1998年 10月22日	2014年 10月14日		1名	未払い	1,764,127	
206			山口	山口	1993年 12月16日	2014年 10月20日		1名	未払い	2,873,579	
207			北海道	小樽	1993年 1月14日	2014年 11月4日		1名	過払い	1,010,388	
208			東京	墨田	1995年 11月2日	2014年 11月12日		1名	未払い	1,697,061	
209			広島	広島西	1998年 2月5日	2014年 11月20日		1名	過払い	948,908	
210			鹿児島	鹿児島北	1995年 5月25日	2014年 11月25日		1名	未払い	2,557,150	
211			石川	金沢北	1995年 2月9日	2014年 11月28日		1名	過払い	1,039,300	
212			広島	呉	2000年 8月10日	2014年 12月24日		1名	未払い	2,183,981	
213			東京	葛飾	2003年 10月9日	2014年 12月25日		1名	未払い	755,875	
214			神奈川	藤沢	1998年 12月17日	2014年 12月25日		1名	未払い	1,875,286	
215			鹿児島	鹿児島北	1997年 5月22日	2015年 4月7日		1名	過払い	948,908	
216			茨城	事務センター	1998年 1月7日	2014年 8月29日		○年金請求書の点検時や審査時又は機構本部からの連絡により、年金の裁定時に年金記録の確認不足により事実と異なる配偶者状態を登録したことにより、振替加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し訂正を行いました。過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。未払いがあるお客様については年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	未払い	307,829
217			岐阜	事務センター	2014年 4月30日	2014年 9月26日		1名	過払い	21,525	
218			青森	事務センター	2015年 1月29日	2015年 2月5日		1名	未払い	63,783	

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	部署名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
219	年金選択の誤り	確認・決定誤り	神奈川	川崎	2008年 11月7日	2014年 3月26日	○共済組合から連絡があり、年金受給選択申出書に表示した選択方法を誤って削除したことにより、お客様に有利な年金選択となっていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し、訂正を行いました。正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録及び年金選択の取扱いの確認等を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	244,404
220			静岡	浜松東	1987年 1月1日	2013年 2月8日	○機構本部から連絡があり、老齢年金裁定時の他の年金の確認不足から年金受給選択申出書の案内を漏らしたことにより、本来支給停止とすべき老齢年金が支給されていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、年金受給選択申出書を案内しました。選択処理及び返納の処理を行いました。 ●担当部署において、相談時に他の年金の受給の有無を確認するよう周知徹底しました。	1名	過払い	2,205,534
221			香川	事務センター	2008年 11月27日	2015年 2月5日	○請求書等の審査の際に、年金受給選択処理のために遺族年金裁定時に支払いの保留を行ったものの、その後保留処理の解除を漏らしたことにより、遺族年金が支払保留のままとなっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。ブロック本部に取扱いを協議し、訂正を行い年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録及び年金選択の取扱いの確認等を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	568,842
222			香川	事務センター	2008年 12月11日	2015年 2月5日	○請求書等の審査の際に、年金受給選択処理のために遺族年金裁定時に支払いの保留を行ったものの、その後保留処理の解除を漏らしたことにより、遺族年金が支払保留のままとなっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。ブロック本部に取扱いを協議し、訂正を行い年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録及び年金選択の取扱いの確認等を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	514,536
223	年金の支払額や支払時期等の誤り	確認・決定誤り	広島	福山	1993年 2月23日	2014年 1月28日	○再裁定処理の点検時又は事務センターからの連絡により、老齢年金の退職改定処理において、資格取得年月日や被保険者種別の登録誤りにより、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し訂正を行いました。正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象は古いため、過去の取扱いについて担当部署において周知を行いました。	1名	未払い	379,982
224			山口	下関	1988年 8月20日	2014年 8月11日	○再裁定処理の点検時又は事務センターからの連絡により、老齢年金の退職改定処理において、資格取得年月日や被保険者種別の登録誤りにより、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し訂正を行いました。正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象は古いため、過去の取扱いについて担当部署において周知を行いました。	1名	未払い	22,070
225			富山	富山	2015年 1月19日	2015年 1月29日	○機構本部から連絡があり、65歳裁定処理を行った際のエラーリストの確認不足により、65歳裁定処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正を行い、正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、裁定状況等の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	48,133

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	部署名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
226	年金の支払額 や支払時期等 の誤り	確認・決定誤り	高知	幡多	1996年 12月4日	2014年 1月27日	○年金相談の際に、第3号被保険者特例措置該当期間登録届の処理に伴い年金の改定処理が必要であるにもかかわらず、確認不足から機構本部への処理票の進達を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様に電話でお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議しました。訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、第3号被保険者特例措置該当期間登録届の処理を行う際には、再裁定の要否の確認や連絡を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	756,967
227			東京	新宿	2014年 12月15日	2015年 1月15日	○お客様から問合せがあり、現況届を年金事務所へ入力処理せず誤って機構本部へ進達したことから、年金の支払いが差止となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様に電話でお詫びの上説明しましたが理解を得られませんでした。届出については処理済みであるため、支払日以降に改めてお詫びし、口座への入金を確認しました。 ●担当部署において、年金事務所へ処理が必要な届については引継ぎを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	145,932
228		説明誤り	北海道	札幌西	2014年 6月27日	2014年 10月31日	○お客様からの問合せがあり、雇用保険と年金の調整について、年齢等の確認不足により年金の支給停止期間を誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上複数回にわたる説明を行いました。理解を得られませんでした。 ●担当部署において研修を行い、雇用保険と年金の調整の取扱いについて確認を徹底しました。	1名	—	0
229			富山	富山	2014年 11月27日	2015年 3月4日	○お客様から問合せがあり、委託社会保険労務士が、経過の寡婦加算の額の確認不足により年金の支払見込額を誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上複数回にわたる説明を行いました。理解を得られませんでした。 ●社会保険労務士会から、委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	—	0
230			兵庫	兵庫	2010年 12月13日	2015年 3月26日	○お客様から問合せがあり、年金相談の際に、既に受給していた遺族年金額の確認不足から、年金の支払見込額を誤って試算し説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●担当部署において、年金見込額を試算する際の確認の徹底について周知しました。	1名	—	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	部署名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
231	再裁定に係る誤り	確認・決定誤り	鹿児島	川内	2004年 2月19日	2013年 9月9日	○年金相談の際に、老齢厚生年金の裁定後に裁定前にさかのぼって賞与支払届が処理され、出力された要再裁定者リストの確認不足により、再裁定申出を案内していなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議することで了承を得ました。再裁定処理を行い、年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、記録の訂正等があった場合に出力される要再裁定者リストの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,933
232			神奈川県	相模原	2014年 9月5日	2014年 11月26日	○再裁定を行ったお客様の裁定状況を確認したところ、再裁定申出書の申出年月日の記載誤りにより、再裁定による年金支払額の決定誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、再裁定申出書の機構本部への進達時に、複数人による記載内容の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	108,407
233			本部	機構本部 (支払部)	2015年 2月13日	2015年 3月18日	○年金事務所から連絡があり、事由の異なる複数の再裁定を行う際には、本来一件ずつ処理すべきところまとめて処理したことにより、再裁定による年金支払額の決定誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。訂正及び返納の処理を行いました。 ●担当部署において、再裁定の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,320,012
234	年金給付関係書類の作成誤り	確認・決定誤り	滋賀	大津	2014年 10月27日	2014年 10月28日	○年金相談事跡を確認していたところ、離婚分割が行われたお客様に対して年金見込額照会回答票を交付した際に、回答票に記載された元配偶者の基礎年金番号及び標準報酬月額を削除することなく交付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様に双方にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●担当部署において、年金見込額照会回答票の交付時には記載内容の確認を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
235			本部	機構本部 (障害年金業務部)	2014年 3月25日	2014年 7月8日	○担当部署における点検作業の際に、障害厚生年金の不支給決定にあたり、添付書類の確認不足から誤った条文により不支給決定を行っていたことが判明しました。 ●担当者が不支給決定の内容について訂正を行い、お詫びの文書及び正しい不支給決定通知書を送付しました。 ●担当部署において、不支給決定時の確認等を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
236	死亡一時金に係る誤り	確認・決定誤り	青森	事務センター	2014年 11月20日	2014年 11月27日	○担当部署における点検により、死亡一時金の受付状況の確認不足により、死亡一時金の重複支払が判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。訂正及び返納の処理を行いました。 ●担当部署において、受付進捗管理システムを活用し、死亡一時金の重複請求がないか確認するよう周知徹底しました。	1名	過払い	278,500

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	部署名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
237	特別一時金に係る誤り	確認・決定誤り	兵庫	事務センター	2014年 5月15日	2014年 7月17日	○他の部署から連絡があり、納付記録の確認不足により、特別一時金の決定誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。一時金の取消し及び返納の処理を行いました。 ●担当部署において、審査時に特別一時金の対象期間について複数人での確認を徹底することを周知しました。	1名	過払い	16,100
238	年金関係書類の送付誤り	誤送付・誤送信	埼玉	川越	2014年 4月17日	2014年 4月21日	○お客様から問合せがあり、年金証書の別送時や不要となった添付書類の返戻時に、別人あてに送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●誤って送付した書類を回収しました。 ●担当部署において、封入封緘時に複数名でダブルチェックを行うことを徹底しました。	2名	—	0
239			福岡	福岡広域事務センター	2014年 12月26日	2015年 1月5日		2名	—	0
240			大阪	堺東	2014年 12月1日	2015年 1月5日		1名	—	0
241	年金給付関係書類等の処理漏れ	未処理・処理遅延	秋田	事務センター	2012年 8月9日	2014年 5月27日	○担当部署における書類の点検時又はお客様からの問合せや厚生年金基金からの連絡により、老齢及び遺族年金請求書の処理漏れや、年金受給選択申出書や未支給年金請求書、年金額改定報告書等の機構本部への進達漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、書類の審査や進達を行いました。裁定処理等を行い、正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	363,133
242			宮城	事務センター	2014年 4月14日	2014年 6月12日		1名	未払い	153,150
243			大阪	事務センター	2014年 5月14日	2014年 8月4日		1名	未払い	432,366
244			福岡	南福岡	2014年 6月26日	2014年 10月10日		4名	未払い	867,156
245			宮城	事務センター	2013年 12月13日	2015年 1月16日		1名	未払い	209,880
246			岡山	岡山広域事務センター	2013年 8月27日	2014年 9月30日	○受付時に確認したところ、町役場で未支給年金請求書を受け付けた際に、書類に不備がなかったにもかかわらず、事務センターへ回付されることなく保管されていたことが判明しました。 ●町役場担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部へ書類の進達を行いました。正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●書類の管理方法について、町役場へ周知し徹底を図りました。	1名	未払い	229,283
247		受付時の書類管理誤り	神奈川	港北	2014年 12月10日	2015年 2月27日	○お客様から問合せがあり、窓口で提出された支払機関変更届や死亡届を未処理のまま別の書類とともに綴っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。届の処理を行い、年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、書類の管理と受付進捗管理システムによる進捗管理を徹底するよう周知しました。	2名	未払い	128,866

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	部署名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
248	年金の振込先 金融機関に係 る誤り	確認・決定誤 り	岡山	岡山広域事務セ ンター	2014年 9月26日	2014年 11月19日	○お客様から問合せがあり、年金請求書の審査時に、預金種別の確認不足により、年金の振込ができない貯蓄口座を登録していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、書類に添付された通帳等の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	435,812
249			茨城	事務センター	2015年 1月5日	2015年 1月30日	○お客様から問合せがあり、支払機関変更届の処理を行う際に、2つの年金を受給している者について一方の年金のみを確認したことにより、既に変更済みと判断し他方の年金の振込先金融機関の変更を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。届の処理を行い、年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、入力時や決裁時の確認等を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
250			千葉	船橋	2014年 11月17日	2015年 2月13日	○お客様から問合せがあり、支払機関変更届を受付担当者へ回付した際に窓口装置での確認を怠り、未処理であるにもかかわらず処理が完了したものと判断し保管していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、早急に処理を行うことで了承を得ました。 ●担当部署において受付、入力、点検者の役割分担を明確にし、届書の点検と進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
251	年金記録の訂 正や統合等の 誤り	確認・決定誤 り	山口	山口	2014年 1月23日	2014年 11月17日	○機構本部や企業年金連合会から連絡があり、記録訂正時の標準報酬月額や被保険者種別の登録誤りにより、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正及び返納の処理を行いました。 ●担当部署において、記録訂正時や決裁時の確認等を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	2,307
252			群馬	桐生	2013年 3月27日	2015年 1月28日		1名	過払い	123,741
253		記録訂正誤り	徳島	阿波半田	1991年 1月17日	2013年 10月25日	○事務センターから連絡があり、別人記録が混在した年金記録で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正及び返納の処理を行いました。 ●担当部署において、請求書の受付の際には、氏名索引等による年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	709,364